

雲南市勤労青少年ホーム指定管理者 特記仕様書（共有施設の管理）

1 概要

雲南市勤労青少年ホームの指定管理業務のうち共有施設の管理については、「雲南市勤労青少年ホーム 指定管理者 仕様書」の規定のほか、この特記仕様書の定めにより行うものとする。

2 管理業務

ア 共有施設管理業務に関する基本的な考え方

- ・勤労青少年の福祉等に関する事業において、施設を使用させることができる。

イ 対象となる施設

共有施設
風除室、玄関、ホール、便所、前室

ウ 使用許可時間

- ・午前8時30分～午後10時00分までとする。
- ・ただし、市長が特に必要と認めたときは、使用時間の延長又は短縮することができる。

3 施設及び設備に関する業務

ア 備品等の保守管理

- ・施設の運営に支障をきたさないよう備品等の保守、管理を行うこと。
- ・破損、不具合等が発生したときは、指定管理者と市に報告の上対応すること。
- ・市が委託した雲南市放課後児童健全育成事業によって発生した破損、不具合等については、委託事業者が指定管理者と市に報告の上対応すること。

イ その他管理運営業務

- ・指定管理者は、委託事業者と連携し、施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。
- ・指定管理者は、委託事業者と連携し、災害などの発生に対応できるよう、防災、防犯マニュアルを整備し、各々の従事者に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。
- ・委託事業者によって、発生した事故、盗難・破壊等の犯罪については、委託事業者が指定管理者と市に報告の上対応すること。
- ・雲南市勤労青少年ホーム共有施設を地域住民の避難場所と市が判断した場合は、指定管理者と委託事業者はこれに協力すること。